

おばなざわ

令和6年1月1日号

編集発行

尾花沢市農業委員会

〒999-4292

尾花沢市若葉町一丁目2番3号

TEL0237-22-1111(内線150・151)

25



(妻) 幸さん

(次男) 海翔さん

(長男) 瑛翔さん

押切駿介さん

尾花沢スイカ生産者の 若手のエース押切駿介さん

農業従事者不足が課題となる今、省力化やスマート農業等にも積極的に取り組み、栽培面でも難しいと言われる密閉栽培を確立し、高品質な尾花沢スイカを安定して出荷できる栽培技術をこれからも目指して頑張っていこうと思います。夏には是非日本一の尾花沢スイカを食べてみて下さい。

目 次

会長あいさつ.....	2
第25期尾花沢市農業委員の紹介.....	3
新任農業委員より.....	4
農地利用最適化推進委員の紹介.....	5
農地法許可申請について	
農地の相続・許可後の耕作について.....	6
農地転用について／遊休農地について.....	7
おしらせ.....	8



新年のごあいさつを申しあげます

尾花沢市農業委員会 会長 鈴木藤光

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、新春を健やかにお迎えのことと謹んでお慶び申しあげます。

尾花沢市農業委員会は、昨年7月19日に任期満了を迎えて、7月20日の臨時総会において、私が第25代農業委員会会長の重責を担当することとなりました。引き続き尾花沢市の農地と農業を守るために一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願い申しあげます。

昨年は梅雨明け後例年にはない高温が続き、農作物の栽培には非常に厳しい年となり、多くの農産物が被害を受けました。特に米は胴割れや白末熟粒などの高温障害により、一等米比率（10月31日現在）が県全体で47・4%と、例年に比べ大きく低下しました。本市特産の夏すいかは、高温により数量が目標に届かなかつたものの、販売価格が好調だったと聞き、厳しい中でも生産者の努力が報われたものと安堵しております。農業者の皆様にとつては、生産資材や燃油価格の高騰、異常気象と農業経営に厳しい状況が続きますが、當農意欲を低下させることなく、これまで培つてきた経験を活かして農業を継続していだたきますようお願い申しあげます。

さて、尾花沢市では一昨年5月の農業経営基盤強化促進法改正

に伴い、「地域計画」の策定に取り組んでおります。「地域計画」は、これまでの人・農地プランを土台とし、地域の話合いやアンケートに基づき、地域の農地の将来像を地図で表すものです。尾花沢市ではこれまで作成された35の人・農地プランを、尾花沢、福原、宮沢、玉野、常盤の五つの地域計画に再編することとしております。農業委員会では地域計画策定のために昨年意向調査を実施し、その結果を取りまとめました。今後、意向調査の結果と各経営体の耕作地を反映させた地図などを基に、各地域での話合いが行われます。話合いでは、各地域で農業を担う方は誰なのが、将来地域で農業上の利用が行われる区域の設定、農地の集約方法や整備のあり方などを検討・決定してまいりますので、多くの方に、とりわけ若い方や女性の方には是非参加していただきますようお願い申しあげます。

各地域での話し合いにより「地域計画」を策定し、実行していくことが地域農業発展につながります。皆様の声が、未来の尾花沢市の農業をつくるものと信じております。

今後とも農業委員会活動にご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげ、新年のごあいさつといたします。



第25期 農業委員紹介

委員は氏名、
就任期数、集落

農地専門委員会委員長



伊勢村 孝之
【7期 荻袋開拓】

本市、農業の発展の為、農地に関する、利用調整、集積、集約化等、より良い農業経営を出来るよう努めてまいります。ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

農政専門委員会委員長



本間 俊悦
【4期 丹生2】

農業委員4期目となります。農業政策を理解し情報の提供に努めて、次世代の後継者に農地を守り、本市農業発展に全力を尽します。ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

会長職務代理者



星川 敬夫
【5期 押切】

農地専門委員会

農地委員会副委員長



齋藤 吉勝
【5期 名木沢3】



西塚 孝也
【2期 鶴巻田】



笛原 哲
【4期 禁町2】



後藤 一彦
【5期 正敵1】



小松 栄作
【2期 横内】



石川 富士太郎
【2期 古殿】



五十嵐 純一
【1期 細野】



沼澤 克己
【2期 若葉町】

農政専門委員会

農政委員会副委員長



星川 礼子
【3期 牛房野】



西塚 喜行
【3期 粟生】



笛原 光政
【1期 荒棚】



近藤 六沢
【1期 剛】

新任農業委員より活動をとおして

非農家の農業委員として

笛原 光政

初めて農業委員になつて

山口 栄子

昨年7月から、連合区長会より公平・公正な判断が求められる中立委員として推薦され、委員の仲間に加えて頑くことになりました。もとより非農家ですので、農業経営に携わったことはありません。

しかし、市議会議員を通して、農業は生命存続のための、そして本市の基幹産業であるとの位置づけから、その振興策を農家の皆さんと共に、推進してきた経緯があります。

農業の今日的課題として、担い手の高齢化、遊休農地の発生防止、農地の集積から集約へと、課題が山積致しております。

令和7年3月までに、策定を目指す「地域計画」を、先輩委員の皆さんと共に、「指導頂きながら進めて参りたい」と決意を新たにしております。

まだまだわからない事だらけですが、頑張りたいと思いま

この度、団体の推薦により農業委員の職務を受ける事になりました。

8月の農地パトロールで回った中山間地、思った以上遊休地が多い事を実感すると共に小農でも遊休地を増やす為耕作する事が大事かと気持ちを新たにしたところです。

農業従事者の高齢化、担い手不足、鳥獣被害等課題は多く、持続可能な農業を維持するには困難を極めます。維持する為の要因の一つとして、農家の高収入、高所得を得て安定した生活を送れる事があげられると思いま

す。先輩農業委員の方々から色々教えていただき、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

農地パトロールに参加、巡回して

五十嵐 純一

このたび7月に農業委員に任命され初めて農地パトロールに参加、各地域を巡回して感じたことは農家の高齢化、後継者不足。また、山間地域でのイノシシ、猿による鳥獣被害が問題になっており、電気柵などで対応しているのですが経費がかかり、そのうえ肥料代の高騰、資材の値上がり、温暖化による天候不順など農業経営の難しさが農家離れを加速し、耕作の不便な土地は荒れ、山間地域の耕作放棄地が益々増えるのではないかと思われます。

昨年、農地利用最適化推進委員から農業委員を拝命する事となり、その重責をひしひしと感じております。本市では農業が基幹産業であり多くの方が農業に携わっている一方、高齢化等でやむなく農業を続けられなくなる方も一定数おられるのも事実であります。その上、鳥獣害、異常気象、資材の高騰等、農家は益々厳しい状況に追い込まれております。

もし、本市の農業が衰退してしまえば、今以上に人口は減少し、田畠も荒廃し、獣等に襲われる被害は増え、清らかな水資源は失われ…等々。とても胸を張って引き継げるような尾花沢にはできないと思いません。未来の尾花沢を、精神的にも経済的にも豊かな所にする一助としてお役に立てればと思います。

退任委員 ~ありがとうございました~

○農業委員

武田 春信委員(農地副委員長 2期 鶴子2)
鈴木 勲委員(2期 榛町1)

小関 金也委員(3期 若葉町)
柳橋 澄子委員(1期 細野)

○農地利用最適化推進委員

小林 司委員(尾花沢地区担当 2期 榛町1)
板垣 理郎委員(常盤地区担当 1期 荒町)

落合 正男委員(玉野地区担当 2期 母袋)
近藤 剛委員(常盤地区担当 1期 六沢)

※近藤委員は、農業委員として活躍します。

農地利用最適化推進委員の紹介

改正農業委員会法の施行により、尾花沢市農業委員会では平成29年7月から現場段階での活動の中心的な役割を果たす方として、農地利用最適化推進委員を設置しています。推進委員は地区担当制で、農地利用の最適化や遊休農地の発生防止・解消等の活動を農業委員とともに行います。

常盤地区



鈴木 正孝
【1期 細野】

玉野地区



宮嶋 健
【3期 寺町】

宮沢地区



黒山 典之
【3期 丹生2】

福原地区



工藤 誠
【3期 菅沢駅前】

尾花沢地区



斎藤 稔
【3期 上町3】



大類 正則
【1期 鶴子3】



近藤 康晴
【1期 母袋】



横澤 孝博
【2期 矢越】



溝越 良一
【3期 西原2】



井向 隆文
【1期 新町4】

農地利用最適化推進委員になって

推進委員として、農地パトロールや水稻の作況調査等初めての事でした。今、尾花沢市、現状を見れば遊休農地、中山間部、耕作放棄地の増加が鳥獣の繁殖につながり、悪循環になっていると思います。地域の農業を守るためにも、若い手への育成、確保、地域の課題の解決、人と人の結び付けも、一つの改善だと思います。諸先輩方のご指導の下、頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木 正孝

新規就農をして、今年で4年目になります。主に水稻、露地アスパラを作付けしています。

米価下落、前年に降雪が無く、田んぼに入水出来ない年、夏に大雨、日照不足により生育不良の年、水張り五年問題、原油価格・肥料価格高騰、そして昨年は、梅雨明けからの連日の猛暑、高温障害による品質、食味低下、毎年毎年頭が痛いです。

本年度より、地域計画推進連絡会議が立ち上がり、組織の一員として活動し、その責務を果たして行きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

就農して10年近くになりますが、まだまだわからない事も多く、推進委員の勤めを通して、少しでも勉強できればと思っております。推進農業を取り巻く問題は、尾花沢市に限らず、世界、国内情勢の影響を強く受け、農業経営の先行きに不安を感じているところです。そんな中でも、第一次産業の明るい未来を信じ、微力ながら協力させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

近藤 康晴

尾花沢市に移住して5年、独立就農して4年目の日々が経ちました。この度、推薦を受けまして、地域の発展に貢献したいという思いから、農地利用最適化推進委員を引き受けました。ITやマネジメントなどの専門知識を活かし、地域農業の未来のために、農業の課題に真摯に向き合います。地域の歴史や文化を尊重し、新しいアイデアと伝統を組み合わせて、地域農業の発展に貢献できるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

井向 隆文

農地法許可申請について！

農地の貸借、売買、相続等は農業委員会への申請・届出が必要です！

申請できるのは、本人または行政書士のみとなります。

行政書士でない者が、農地法で定められた下記の申請手続きなどを行うことは、法律で禁止されています。

- ・農地法第3条許可申請
- ・農地法第4条許可申請
- ・農地法第5条許可申請
- ・農地法第18条届出など

◆令和6年農地法各種申請締切日一覧（毎月10日、休祝日の場合はその前の開庁日）

- ・1月10日(水) ・2月9日(金) ・3月8日(金) ・4月10日(水)
- ・5月10日(金) ・6月10日(月) ・7月10日(水) ・8月9日(金)
- ・9月10日(火) ・10月10日(木) ・11月8日(金) ・12月10日(火)

締切日を過ぎますと翌月締切での受付となりますのでご注意ください。

◆農業委員会通常総会 每月25日（休祝日の場合はその前後）

所有権の移転等のご相談は、事前に農業委員会までご連絡をお願いします。

農地の相続について

相続により農地を取得した場合は、農地法第3条の3第1項の規定により農業委員会へ届出を行うことが法律で義務付けられています。届出を行わない場合、農地の貸し借りや売買を行う際に所有者等の把握が出来ませんので、お忘れなく届出してくださいますよう、お願いいたします。

農地法第3条の許可申請について

農地法第3条の許可は農地として権利を取得し、農地として耕作するための許可です。不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得は法律で禁止されており、**権利の取得後はすべて効率的に利用し、耕作・管理を行わなければなりません。**

やまがた農業支援センターからお知らせです

令和7年から農地中間管理事業の利用には『手数料』のご負担をお願いします

◎手数料について

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることいたしました。

なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

◎手数料の概要

- ◆対象は令和6年10月以降に公告になる満期再契約及び、更新・新規契約から（直ちに全契約が対象になる訳ではありません）
- ◆納付いただくのは令和7年11月の賃料の支払い時点から
- ◆これ以降毎年、農地の出し手、受け手のそれぞれから納付
- ◆手数料の金額は毎年の賃料に0.75%を掛けた額

◎手数料納入のイメージ

(※10aあたり賃料が年間10,000円の場合の手数料は75円)



★詳しくはやまがた農業支援センター（023-631-0697）又は、センターのホームページをご覧ください。

農地転用は許可が必要です！

農地を農地以外に転用する場合、農地法の許可が必要です。自己所有の農地であっても、同様に許可が必要です。また、転用ができないところもありますので、農地転用の計画がある場合は、農業委員会まで事前相談をお願いします。

農地転用とは？

農地を住宅や駐車場、資材置場など、農地以外の用途に転換することをいいます。

一時的な転用にも許可が必要です

農地を一時的な資材置場、現場事務所、砂利採取場などとして利用する場合も農地転用になり、一時転用の許可が必要です。

農地法以外の法律もあります

場所や事業内容によって、農地法以外にも農業振興地域の整備に関する法律（農振法）や都市計画法など他法令の制約を受ける場合があります。他法令で認められない場合は、農地転用の許可がなされません。

許可申請、届出には添付書類が必要です

農地転用の許可申請や届出は、事業内容によって添付書類が異なります。不足しているなど不備がある場合は受け付けできませんので、お早めにご相談ください。

登記簿の地目を現況に合わせましょう

許可を受けて農地を宅地などに転用した場合などで、土地の現況が変わった時は、不動産登記法により、登記簿の地目を現況に合わせ変更しなければいけません。

登記申請は、土地の名義人が申請するもので、申請を怠った場合は、罰則規定も設けられています。ご理解とご協力をお願いします。

違反転用には罰則もあります

農地法の許可なく転用した場合には、原状回復命令や罰則が科せられることがありますので、ご注意ください。

遊休農地の発生防止と解消を！

遊休農地とは、現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作が見込まれない農地、利用の程度が周辺の地域に比べ著しく劣っている農地をいいます。

近年、農業従事者の高齢化や減少による担い手不足等により、遊休農地が年々拡大傾向にあります。進行すると、病害虫の発生により優良農地に悪影響を及ぼしたり、有害鳥獣の侵入経路となり、農作物への被害につながることが懸念されます。

優良農地の確保と遊休農地の発生を防ぐため、農地の適正な管理と利用をお願いします。

なお、農業委員会では、毎年8月を農地パトロール強化月間とし、市内全域を調査しています。調査の結果に基づいて、所有者の方に利用意向調査を行う場合がありますので、あわせてご協力をお願いします。



農業者の老後をサポート

農業者年金

安心の積立方式 国が支える 手が大きくなる 担い手積立年金

★安心の積立方式

【積立金+運用益(準備金等差引き)→年金給付】

★65歳から終身受給(60歳からの繰上げ受給あり)

【万一の死亡時、80歳までの受給額を保証】

★掛け金(保険料)は、全額社会保険料控除

【所得控除で節税】

★保険料は自由に設定

【月額2万円~6万7千円】いつでも額の見直し可能。35歳未満は1万円から加入可(要件あり)。

加入条件はこれだけ

◎20歳以上60歳未満で国民年金加入(第1号被保険者)

※1年のうち、出稼ぎなどで一時厚生年金へ切り替わるなどの方も、加入できます。

◎年間60日以上農業に従事 (1日の従事時間は問わない)

申込み・問合せ ◆みちのく村山農協尾花沢支店

◆尾花沢市農業委員会(尾花沢市農業者年金協会)

■農業者の「経営とくらしに役立つ」ホットな情報を届けています!

全国農業新聞



変革期にある農政と農業・農村の新しい動きと週刊ニュース／流通、販売、技術情報など、経営に役立つ最新情報／地域の話題／食と農から健康生活を応援するくらし面／地方版の地域密着取材

※農業委員会事務局に見本紙があります。

■購読の申込み 農業委員会事務局へ(電話22-1111 内線151)

毎週金曜日発行／B3版8~10頁／購読料：月額700円(送料・税込)

あ
と
が
き

昨年はと言えば異常気象の一言に尽ります。8月に大雨特別警報が発表されたり、マスコミ等では、これまでに経験した事のないような大雨、数十年に一度の豪雨、過去にない暑さ、記録的猛暑と連日のように伝えられ、統計開始以降記録更新するなど、農作物でも大変厳しい環境で、農家の皆様におかれましても、異常気象のなか大変なご苦労とご努力をされた事とご推察します。

そのような猛暑のなか7月20日に改選を迎えた農業委員19名(新任4名)、農地利用最適化推進委員10名(新任4名)による新たな体制がスタートし、今回の農委広報では新任者8名の紹介と、農業委員と農地利用最適化推進委員の新体制の紹介いたしました。農業委員会一同農業と農地を守る活動を行って参りますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(農政専門委員会委員長 本間 俊悦)

広報編集委員
山口栄子・近藤剛・西塚喜行・高橋央・笹原光政
本間俊悦・星川礼子・大崎清孝